平成２７年（フ）第１８９２号
名古屋市中村区中島町４丁目45番地の２　藤和シティコープ中村区役所前306号
債務者　神藤　泰志
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
岩手県一関市千厩町千厩字構井田88番地　旧千厩中学校住宅18―６
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成28年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第５６号
北海道北見市端野町端野103番地１　白かば団地１号棟２号
債務者　服部さやか（旧姓池野）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１０９６号
さいたま市緑区道祖土４丁目28番24号　ウィル・サイドⅢ103号室
債務者　斎藤　翔太
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４３号
埼玉県志木市中宗岡２丁目13番21号、旧住所千葉県船橋市八木が谷２丁目23番16号
債務者　内田　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５０号
埼玉県川口市大字安行領根岸2804番地の２　ディオガーデン川口さくらの杜314
債務者　富安　弘信
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
愛知県岡崎市若松東３丁目５番地１　市営若松荘４―304
債務者　竹内田鶴子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４５９号
さいたま市浦和区大東２丁目12番１号　領家大東団地４―102
債務者　伊藤　明美
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６３号
埼玉県川口市大字芝7053番地の12　サークルワン102号室
債務者　朴　　瞬亜
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目１番５号　第３三建マンション101号
債務者　佐々木政博
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１１２号
岐阜県多治見市坂上町10丁目１番地　メゾンヴィ105
債務者　工藤　英士
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市坂上町10丁目１番地　メゾンヴィ105
債務者　工藤　貴人
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２０６４号
札幌市北区新琴似７条１丁目３番30―1005号
債務者　山本　善美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８３号
札幌市北区北37条西３丁目１番33―202号
債務者　高橋　里佳（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０９７号
札幌市南区藤野４条５丁目２番４―206号
債務者　対馬　浩恵
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
山形県飽海郡遊佐町吹浦字川田39番地の４
債務者　高橋　　恵
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第７１号
山形県酒田市東大町１丁目16番地の14
債務者　冨樫　　勝
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
山形地方裁判所酒田支部